

「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」西宮市推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」西宮市推進本部設置規程（平成21年西宮市訓令第8号。以下「規程」という。）第8条に基づき、本部の運営に関して必要な事項を定める。

(本部長の代行順位)

第2条 規程第3条第3項の規定により、本部長の職務を代行する副本部長の順位は次のとおりとする。

- ① 岩崎副市長 ② 北田副市長 ③ 教育長

(幹事の所掌事項)

第3条 規程第5条第2項の規定により幹事会を構成する幹事長、副幹事長及び幹事の所掌事項は、概ね別表のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成22年7月5日より実施する。

付 則

この要綱は、平成22年10月8日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月18日より実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日より実施する。

付 則

この要綱は、平成30年10月4日より実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より実施する。

## 第3条（別表）

## 幹事会各幹事の所掌事項

幹事		主な所掌事項	主な担当課
幹事長	人権推進部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権施策に係る総合調整及び啓発</li> <li>・同和問題に関すること</li> <li>・人権擁護委員に関すること</li> <li>・保護司会</li> <li>・若竹生活文化会館の運営</li> <li>・インターネットによる人権侵害</li> <li>・女性の人権</li> <li>・社会教育における人権</li> </ul>	人権平和推進課 人権教育推進課 若竹生活文化会館 男女共同参画推進課
副幹事長	人事部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修</li> <li>・庁内における女性、障害のある人、外国人等の登用及びセクシャルハラスメント</li> <li>・個人情報の保護</li> </ul>	人事課 総務課
幹事	政策総括室長	・総合計画の進行管理	政策推進課
	市長室長	・外国人の人権	秘書課
	生涯学習部長	・高齢者の人権	生涯学習企画課 地域学習推進課
	福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の人権</li> <li>・障害のある人の人権</li> <li>・HIV感染者等の人権</li> </ul>	健康福祉局 各課 (生活支援部除く) 保健所各課
	生活支援部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の人権</li> <li>・高齢者の人権</li> </ul>	生活支援課
	子供支援総括室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供（青少年）の人権</li> <li>・母親（女性）の人権</li> <li>・インターネットによる人権侵害</li> </ul>	こども支援局 各課
	学校支援部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供（青少年）の人権</li> <li>・インターネットによる人権侵害</li> </ul>	青少年育成課
	学校教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校園教育における人権教育</li> <li>・子供（児童、生徒）の人権</li> <li>・学校園におけるインターネットによる人権侵害</li> </ul>	学校教育課